第

6630

뭉



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2021年)令和3年

3月 1日月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

# 納税の猶予制度の特例の適用状況(令和2年4月~12月)

( :新型コロナに係る納税猶予制度の特例 の適用状況が公表されたそうですが、どのよ うな状況になっていましたか?

 $\mathbf{A}$ :次のようになっていました。

## 【解説】

さきごろ、国税庁より「納税の猶予制度の特 例」の適用状況(令和2年4~12月分)」が公表 されました。

主な内容は、次のとおりです。

## ①特例猶予の適用状況

適用件数は281,348件(令和2年4月~11月 分は250,521件)で税額は1兆2,731億100万円 (令和2年4月~11月分は1兆575億5,900万 円)でした。

### ②税目別の特例猶予の適用税額

特例猶予の適用税額1兆2,731億100万円の 内訳は、消費税がもっとも多く7,499億8,900 万円(58.9%)、次いで法人税の3,804億3,900万 円(29.9%)、所得税の1,011億400万円(7.9%)、 うち源泉所得税が720億8,800万円(5.7%)、申 告所得税が290億1,600万円(2.3%)、その他の 415億7,00万円(3.3%)となっています。

### ③適用件数

適用件数は延べ390,570件で、その内訳は、 消費税が最も多く225,893件(57.8%)、次いで 所得税の116,696件(29.9%)、うち源泉所得税 が63,282件(16.2%)、申告所得税が53,414件 (13.7%)、法人税の25,209件(6.5%)、その他の 22,772件(5.8%)となっています。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】